

## 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年10月1日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年10月3日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 記

### 制定された日本工業規格

冠動脈ステントの耐久性試験方法	T 0 4 0 2
ヘルスケア製品の滅菌－エチレンオキサイド－医療機器の滅菌プロセスの開発，バリデーション及び日常管理の要求事項	T 0 8 0 1

### 改正された日本工業規格

血液成分分離バッグ	T 3 2 1 7
末しょう（梢）血管用滅菌済み留置針	T 3 2 2 3
人工心肺回路用血液フィルタ	T 3 2 3 2
血液透析用留置針	T 3 2 4 9
歯科器械－吸引システム	T 5 8 0 1
歯科用医療機器の生体適合性の評価	T 6 0 0 1
単回使用ごうしん（毫鍼）	T 9 3 0 1

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。